

2025 年 6 月 13 日

公正取引委員会事務総局

経済取引局総務課デジタル市場企画調査室 御中

一般社団法人新経済連盟

「スマホソフトウェア競争促進法に関する指針（案）」及び
「スマホソフトウェア競争促進法における確約手続に関する対応方針（案）」
に対する意見

貴委員会及び経済産業省により本年 5 月 15 日付で行われている「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令（案）等」に対する意見募集に関し、「スマホソフトウェア競争促進法に関する指針（案）」（別紙 4）及び「スマホソフトウェア競争促進法における確約手続に関する対応方針（案）」（別紙 5）に対する意見を以下のとおり提出致します。

1. 「スマホソフトウェア競争促進法に関する指針（案）」（別紙 4）の「第 3 禁止行為及び講ずべき措置についての考え方」関係

該当箇所	意見
全体	【意見】「ブラウザ」にはアプリ内ブラウザや Web View 等のモバイルアプリ内でウェブコンテンツ等を表示する機能が含まれる旨を明示頂きたい。 【理由】スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（以下「法」という。）において、「ブラウザ」は「個別ソフトウェアのうち、主としてインターネットを利用してウェブページ（略）を閲覧する用途に供されるもの」（第 2 条第 5 項）と、「個別ソフトウェア」は「基本動作ソフトウェアを通じて（略）利用者の個別の用途に供されるよう構成されたソフトウェア」（同条第 3 項）と定義されている。 上記の「ブラウザ」には、ブラウザアプリのみならず、いわゆるアプリ内ブラウザや Web View 等のモバイルアプリ内でウェブコンテンツ等を表示する機能も含まれると考えるところ、その旨を明らかにすることにより、当該解釈の予見可能性を担保する必要があるため。

2 法第6条（個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止） （2）法第6条の規定の適用について ア 指定事業者による個別ソフトウェアの審査等 P12 / L342	【意見】 指定事業者が個別ソフトウェアに対して行う審査等において、公序良俗の観点、ダークパターンを防ぐ観点、一定の統一性を図る観点等といった第7条及び第8条の正当化事由に該当しないケースが含まれるような審査項目を設定した場合、それらの審査項目自体は当該正当化事由として認められるものではない旨を明記すべき。 【理由】 指定事業者が、法第6条の趣旨を逸脱し、法第7条及び第8条の正当化事由を過大に適用し、個別ソフトウェアに対する審査等において、公序良俗の観点、ダークパターンを防ぐ観点、一定の統一性を図る観点等を審査項目として設定する可能性があるため。
2 法第6条関係（個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止） （5）「その他の不正な取扱い」について ア 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者による行為 P17 / L526	【意見】 次の想定例を追加すべき。 「基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、当該基本動作ソフトウェアにおいて提供される個別ソフトウェアにおいて代替支払管理役務等（4（1）アの代替支払管理役務等をいう。）が利用される場合、当該代替支払管理役務等の提供者に対しその利用に関する金銭的負担を求めること。」 【理由】 法第6条は、指定事業者が個別アプリ事業者と「基本動作ソフトウェア又はアプリストアの利用に係る条件及び当該条件に基づく取引」を行う際に「不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱い」をすることを禁止している。 本指針案においては、当該禁止行為の一例として「迂回的行為」が挙げられ、「法第7条又は第8条の禁止行為としての要件を形式的には満たさないものの、法の他の条項の趣旨に照らして当該禁止行為に係る規定の迂回的行為に該当する場合には、法第6条の規定の適用を行うものとする」（2（2）イ）とされている。 基本動作ソフトウェア（以下「OS」という。）に係る指定事業者が、当該OSにおいて提供される個別ソフトウェアにおいて代替支払管理役務等が提供されているケースにおいて、当該代替支払管理役務等を提供する個別アプリ事業者に対して金銭的負担を求める行為は、アプリストアに係る指定事業者の行為を対象とする法第8条第1号に規定する禁止行為に直ちには該当しないおそれがあるものの、同号の趣旨に鑑みれば、代替支払管理役務等に係る競争阻害効果が認められ得ることから第6条に違反する可能性があるため、上記の想定例の追記が必要と考える。

2 法第6条（個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止） （5）「その他の不正な取扱い」について ア 基本動作ソフトウェアに係る指定事業者による行為 想定例 13 P17 / L536	【意見】OSに係る指定事業者による不公正な取扱いの例として「合理的と認められる範囲を超える不利益又は当該指定事業者が提供する別の商品又は役務を義務的に購入させるような条件を一方的に設けること」が挙げられているが、「合理的な範囲」について恣意的な解釈が行われる可能性を排除できないことから、そもそもこうした条件を一方的に設けること自体を禁止すべき。仮にこれを認めるのであれば、「合理的な範囲」について明確にすべき。 【理由】指定事業者から一方的に条件を設けられることは許容されないと考えられるため。
2 法第6条関係（個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止） （5）「その他の不正な取扱い」について イ アプリストアに係る事業者による行為 P18 / L551	【意見】次の想定例を追加すべき。 「アプリストアに係る指定事業者が、個別アプリ事業者に対し、代替アプリストアや代替支払管理役務等（4（1）アの代替支払管理役務等をいう。）を利用することのみを理由に金銭的負担を求めること。」 【理由】本指針案においては、「法第7条又は法第8条の禁止行為としての要件を形式的には満たさないものの、法の他の条項の趣旨に照らして当該禁止行為に係る規定の迂回的行為に該当する場合には、法第6条の規定の適用を行うものとする」（2（2）イ）とされている。 アプリストアに係る指定事業者が代替アプリストアや代替支払管理役務等を利用する個別アプリ事業者に対し金銭的負担（いわゆるコアテクノロジーフィー）を課す行為自体は、これらのサービスの利用そのものを妨げる行為には当たらないとして法第8条の禁止行為の要件を形式的には満たさない可能性があるものの、当該金銭的負担を課す行為に合理的な理由は見出し難く、法第6条に規定する「不当に差別的な取扱いその他の不公正な取扱い」に該当し得るため、上記の想定例の追記が必要と考える。
2 法第6条関係（個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止） （5）「その他の不正な取扱い」について イ アプリストアに係る事業者による行為 P18 / L551	【意見】次の想定例を追加すべき。 「基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、代替支払管理役務等を利用する個別ソフトウェアを提供する個別アプリ事業者に対し、仮に金銭的負担を求めることができる場合であっても、当該金銭的負担の額を算定する等の目的で当該個別ソフトウェアの利用状況や当該個別ソフトウェアに係る収益等に関する情報の提供を求めること。」 【理由】OSに係る指定事業者が代替支払管理役務等を利用する個別アプリ事業者に対して金銭的負担を課す場合、当該指定事業者より、当該金銭

	的負担の額を算定するため等の論理で代替アプリストアにおける個別ソフトウェアのダウンロード数や当該代替支払管理役務等を通じた当該代替アプリ上の決済金額等の情報の提供を求められることが考えられる。 こうした情報は個別アプリ事業者にとって事業戦略上重要であり、合理的な理由なく指定事業者を含む他の事業者へ提供させることは許容されるべきではないことから、仮に個別アプリ事業者に対して金銭的負担を求めること自体に一定の合理性があったとしても、当該情報の提供まで要求することは法第6条の不公正な取扱いに該当することを明確にすべきである。
3 法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為） （1）代替支払管理役務等の利用を妨げることの禁止 エ 正当化事由 （ア）総論 P24 / L784	【意見】 次の記述を追加すべき。 「なお、基本動作ソフトウェア及び個別ソフトウェアの効率的な作動の確保や、ユーザーインターフェース又はユーザーエクスペリエンスの統一性の確保といった利用者の利便性については、それ自体が正当化事由として認められるものではない。」 【理由】 検討会第6回での議論の結果を明記することにより、ガイドラインとしての明確性を高めることが必要であるため。
3 法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為） （1）代替支払管理役務等の利用を妨げることの禁止 エ 正当化事由 （ウ）正当化事由への該当性に係る基本的考え方 P29 / L946	【意見】 総務省の「スマートフォンプライバシーセキュリティイニシアティブ」において掲げられている取組に準拠することが、直ちに正当化事由に該当するものではないことを明記すべき。 【理由】 総務省の「スマートフォンプライバシーセキュリティイニシアティブ」は、あくまでもプライバシーやセキュリティ等の保護の観点から、関係者に法令上求められる義務を超えたものを含む取組を示しているものである。したがって、これら取組の中には、「特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の促進」という本法の目的に照らした場合、その優先度が劣後するケースがあるのはその法的な位置付けを踏まえると当然であり、個別具体的なケースに即して正当化事由への該当性を判断する必要があるため。
3 法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為） （2）第2号（OS機能の利用を妨げることの禁止）	【意見】 EUのDMAでは、指定事業者は、当該指定に係るOS上で当該指定事業者が利用可能な機能を、他の個別アプリ事業者にも無償で利用可能とすることとされていることを踏まえ、日本においても、当該利用は無償が原則であることを本指針に明記すべきである。 その上で、これを有償とする場合には、①その算定根拠について、金額がコストに基づくものであることを当該他の事業者に対して示すべきである

イ 法第7条第2号に関する具体的考え方 (ウ) 他の事業者による本 OS 機能についての同等の性能での利用を「妨げる」行為 P37 / L1233	とともに、これを行わない場合には「個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げる」こととなること、②法第14条に基づく公正取引委員会に対する遵守報告においても①について説明すべきこと、を本指針に明記すべきである。 【理由】EU においては無償とされている中で、日本において有償とすることを認めると、国内における特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保に問題が生じるのみならず、指定事業者が EU での対応において要したコストを日本において回収するおそれがあり、日本の関係者の利益を不当に損なうこととなるため。
3 法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為） (2) 第2号（OS 機能の利用を妨げることの禁止） ウ 想定例（ア） a 想定例 42 P37 / L1257	【意見】 次の2点について確認を求めたい。 ① NFC 機能を利用した非接触サービスを利用者に提供する場合、一般的には OS 内でセキュアに情報を格納する必要があり、特定ハードウェア（セキュアエレメント。以下「SE」という。）に確保された領域においてこれが行われる。 個別アプリ事業者が SE にアクセスするにはそのための API（以下「SE-API」という。）を利用する必要があるところ、ここで示されている「NFC（近距離無線通信）機能」においては SE-API の利用についても想定されていると考えるが、相違ないか。 ② また、例えば日本国内で大きなシェアを持つ FeliCa に関し、NFC で FeliCa のサービスを利用するための NFC-API（NFC にアクセスするための API をいう。以下同じ。）及び SE-API は公開されていない（※）ものの、ここで示されている「他の事業者が決済アプリの提供に利用するために必要な API 等」は、当該 NFC-API 及び SE-API についても対象としていると考えて相違ないか。 ※EU では ISO14443 及び ISO 7816 コマンド規格に対応した SE の API が開放されている一方、日本の電子マネーを使った決済において広く使われている FeliCa（ISO 18092 の通信プロトコルや JIS X 6319-4 コマンド）に対応した API は未だ開放されていない。（参照： https://www.apple.com/jp/newsroom/2024/08/developers-can-soon-offer-in-app-nfc-transactions-using-the-secure-element/） 【理由】 現在、NFC や SE においては FeliCa 方式に対応した API 等が公開されておらず、これらを利用する事業者が競争上不利な立場に置かれている

	ことから、本法の施行によりこうした問題が解決されるのかを改めて確認が必要であるため。
3 法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為） （2）第2号（OS機能の利用を妨げることの禁止） ウ 想定例（ア）a 想定例 42 P37 / L1257	【意見】 次の点について確認を求めたい。 NFC においては、ハードウェアの SE を利用する方式以外に、物理的なカード等をエミュレートする HCE（Host Card Emulation）という方式もあるものと認識している。 個別アプリ事業者が NFC 機能を利用したサービスを提供する際、いずれの方式を利用しても技術的に同等の機能を提供できる場合には、当該個別アプリ事業者が技術面や安全面、経済合理性の観点から最適と考える方式を選択できるようにすべきであるが、これが担保されるものと理解して相違ないか。 【理由】 技術面や安全面、経済合理性の観点から個別アプリ事業者の実情に応じて NFC 機能の利用方式を選択することが可能か確認するため。
3 法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為） （2）第2号（OS機能の利用を妨げることの禁止） ウ 想定例（ア）a 想定例 42 P37 / L1257	【意見】 次の点について確認を求めたい。 NFC や SE の開発・運用に係る業務は指定事業者から別の事業者へ委託されており、個別アプリ事業者においてはこの委託先事業者との契約がないと NFC や SE の利用ができないという事例がみられる。こうした事例においては、当該委託先事業者が、単独で又は当該指定事業者と結託して、非合理的な条件を課すことにより実質的に NFC や SE を利用できないようにする可能性も考えられる。 これを防止する責任は委託元である指定事業者にあると考える一方、当該指定事業者がこれを果たさない可能性もあると考えられるところ、このような事態を生じさせることもこの想定例における指定事業者の禁止事項に含まれていると理解するが、相違ないか。 【理由】 仮に NFC や SE の API が公開されていても、指定事業者から開発・運用の委託を受けた事業者の不当な行為によって個別アプリ事業者が実質的に NFC や SE を利用できなくなる事態が想定され得るところ、そうした事態が生じることはないことを確認するため。
3 法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為） （2）第2号（OS機能	【意見】 次の想定例を追加すべき。 「指定事業者が、音声通話機能について、指定事業者等が提供する音声通話アプリについては発着信の履歴を円滑に残せるようにする一方で、他の事業者が提供する音声通話アプリについては当該音声通話アプリの利用者同士の間でしか着信履歴を残せないように制限すること。」

の利用を妨げることの禁止) ウ 想定例 (ア) c P38 / L1286	【理由】音声通話サービスにおいて、指定事業者による技術的制約のために着信履歴が残せず、大きく利用者の利益を損ねている事案が実際に生じているため。
3 法第7条(基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為) (2) 第2号(OS機能の利用を妨げることの禁止) ウ 想定例 (イ) a 想定例 55 P40 / L1337	【意見】想定例 55 に記載の「不合理な条件」について、その直後の括弧書きでは OS 機能の利用を制限する趣旨の事例が記載されていると思われる。当該「不合理な条件」には、これに加え、特定の行為を強制させる趣旨のものも含まれると解してよいかご教示頂きたい。 【理由】指定事業者から不合理な条件を設定されることは避けられるべきと考えるところ、本指針案では制限的な義務が課されるケースのみが言及されているが、一定の作為義務のようなものが課されるケースもこの不合理な条件に含まれるのかを確認するため。
3 法第7条(基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為) (2) 第2号(OS機能の利用を妨げることの禁止) ウ 想定例 (イ) c 想定例 57 注書き P41 / L1374	【意見】「(注) 長期間に亘り…措置を完了しないこと」の判断基準となる期間を「おおむね 6 か月から 18 か月程度が想定される」としている根拠をご教示頂きたい。 また、「いずれの場合であっても、申請が行われた日から 24 か月を超えてもなお当該措置を完了しない場合には原則として『長期に亘り…措置を完了しないこと』とあるところの「24 か月」を短縮頂きたい。 【理由】指定事業者が他の事業者からの申請に係る措置を完了しない間、当該他の事業者は代替技術によるサービス提供を強いられ、その措置完了時期もわからないまま、当該代替技術の運用に係る費用の支出等にも対応せざるを得ない。 判断基準となる期間は「おおむね 6 か月から 18 か月程度」とされているが、18 か月程度も要することはアプリ事業者にとってあまりに長く、経営判断にも大きく影響しかねないことから、指定事業者における迅速な判断を促すよう記述を再考願いたい。
4 法第8条(アプリストアに係る指定事業者の禁止行為) (1) 第1号(代替支払管理役務等の利用を妨げることの禁止) 及び	【意見】指定事業者の1社から、とある個別ソフトウェアについて、当該個別ソフトウェア内の自社サポートサイトへのバナーリンクや、他社サイトへの案内導線が、複数のページ遷移を経て最終的にアプリストア外の課金手段に誘導するものとなっているとして、当該導線を削除しなければ当該個別ソフトウェアをアプリストアから削除すると警告された事例が複数発生した。

(2) 第2号(関連ウェブページ等における取引等を妨げることの禁止) PP46-61	こうした事例は、法第8条第1号又は第2号の禁止行為に該当し、当該警告は本法の施行後は明確に本法に違反するものと理解しているが、その認識で相違はないかご教示頂きたい。 【理由】本指針の策定に際し、本件事例の法該当性について確認したいため。
4 法8条(アプリストアに係る指定事業者の禁止行為) (1) 第1号(代替支払管理役務等の利用を妨げることの禁止) ウ 想定例(イ) a P48 / L1632	【意見】次の想定例を追加すべき。 「指定事業者が、個別ソフトウェアを通じた商品又は役務の提供に当たり代替支払管理役務等をその決済のために利用しようとする個別アプリ事業者に対し、当該代替支払管理役務等の利用に伴う収益を強制的に開示させ、報告義務を課すこと。」 【理由】指定事業者が個別ソフトウェアの収益に関する情報を開示させ、報告義務を課すことは競争を歪める行為であり、個別アプリ事業者においても、収益を集計・開示するという不当な負担を強いられることになるため。
4 第8条(アプリストアに係る指定事業者の禁止行為) (1) 第1号(代替支払管理役務等の利用を妨げることの禁止) ウ 想定例(イ) c P49 / L1677	【意見】EUでは、アプリストアに係る指定事業者が提供するアプリストアにおいて、代替支払管理役務等の利用を選択すると何らかの不利な表示が強制される事例がみられるが、日本においてはそのような事態が生じることのないように想定例が示されていると認識している。 本法の施行に当たり、このような行為が行われないよう徹底的にモニタリングを施すとともに、こうした事案が生じた場合は十分な調査を行って頂きたい。 【理由】EUではこのような行為により指定事業者が提供する個別ソフトウェア内決済以外の決済サービスの利用が妨げられている可能性があるところ、日本には多様な決済サービスがあり、そうした決済手段を制約なく使えるようにすることで、決済事業者間の競争促進にとどまらず、スマートフォン利用者の利便性向上と合理的選択の可能性を確保するため。
4 法8条(アプリストアに係る指定事業者の禁止行為) (2) 第2号(関連ウェブページ等における取引等を妨げることの禁止)	【意見】想定例 87 において、リンクアウトの遷移先のみならず、遷移の導線やプロセス、遷移方法についても例示の対象に加えるべき。 【理由】指定事業者は OS 機能によりウェブページを表示するあらゆる方法やユーザーインターフェース (UI) を管理しているところ、事業者が個別ソフトウェアからのリンクアウト先で商品やサービスを提供する際、指

ウ 想定例（イ） a 想定例 87 P57 / L1952	定事業者により当該リンクアウトの導線やプロセス、遷移方法に制限を加える等の関与が行われることも禁止されるべきであるため。 例えば、指定事業者がリンクアウト先のウェブページの表示をその指定に係る OS を搭載した端末のブラウザでのみ許可することで利用者を遷移元の個別ソフトウェアから完全に切り離したり、当該 OS の仕様に基づき当該端末のメモリ領域で作動している個別ソフトウェアを強制的に停止せたりするケースなどが考えられるが、本来的には外部ウェブサイトへの遷移を説明する汎用的なポップアップ表示のみが許容されるべき。
4 法第 8 条（アプリストアに係る指定事業者の禁止行為） （2）第 2 号（関連ウェブページ等における取引等を妨げることの禁止） ウ 想定例（イ） b P57 / L1965	【意見】 米国等でリンクアウト先での取引手数料を無料とするよう命じる判決が出ている等の国際情勢も踏まえ、リンクアウト先での取引に手数料を課すこと自体を「妨げる行為」として例示すべき。 【理由】 注書きには「関連ウェブページ等における商品または役務の提供を行うことが実質的に困難となる蓋然性が高い手数料」への該当性の判断基準について考え方が記載されているが、そもそもアプリストアと個別アプリ事業者は互いの事業活動を通じてプラットフォーム全体の価値を高め合う関係にあり、多様なアプリが公開されることによるアプリストア側の便益も存在すると考えるべきであることから、個別アプリ事業者が得られる便益のみを手数料の判断基準として考慮するとする論理は適切ではないと考える。 米国ではリンクアウト経由の取引に課される手数料について即刻停止するよう司法判断がなされるなどの例も出てきていることから、そうした国際情勢にも即した制度を設計すべき。
4 法第 8 条（アプリストアに係る指定事業者の禁止行為） （2）第 2 号（関連ウェブページ等における取引等を妨げることの禁止） エ 正当化事由に係る想定例 （ア）正当化事由があると認められ、違反とならない場合 P58 / L2010	【意見】 次の 2 点について明記すべき。 ① リンクアウト時のポップアップ表示等による注意喚起について、リンクアウト先を一方的に又は一律に詐欺的な行為を行っているとは断定したり、繰り返し表示されたりすることにより利用者に過度な不安を与えるものとならないようにすべき旨。 注意喚起は、リンクアウト時に一律に表示されるのであれば、あくまでリスクの可能性を示唆する中立的な表現に留める必要がある。 ② 加えて、例えば個別ソフトウェアからのリンクアウト時に表示されるポップアップを利用者が一度承認した場合には、原則として、当該個別ソフトウェアからの再度のリンクアウト時に当該ポップアップ表示を行わない等、個別ソフトウェアの事情や信頼性に応じた、より競争制限的でない対応を推奨する旨。

	【理由】特定の個別ソフトウェアやリンク先に対し、具体的な根拠なく詐欺的であると示唆するような表示は、法第8条第2号の「妨げる行為」に該当する可能性があると考えため。 正当化事由が認められる場合が限定されている趣旨に鑑み、注意喚起の運用も必要最小限に留めるべきであり、利用者が特定の個別ソフトウェアからのリンクアウトを既に信頼して利用しているにもかかわらず当該リンクアウトが行われる度に強い警告を表示することは、利用者の利便性を損なうだけでなく、個別アプリ事業者の活動を不必要に阻害する可能性もあると考える。
--	---

2. 「スマホソフトウェア競争促進法における確約手続に関する対応方針（案）」（別紙5）関係

該当箇所	意見
全体	【意見】確約手続の迅速化に対する考え方や標準的な期間について明記頂きたい。 【理由】指定事業者の現在の影響力に鑑みて、事業者が提供する個別ソフトウェア等が指定事業者の提供するいずれかの特定ソフトウェアにおいて利用できなくなることは事業者における事業実施の根幹に関わることから、法に反する場合には迅速な是正が求められる。 確約手続は指定事業者による違反（嫌疑）状態の迅速な是正において重要な役割を果たす制度だが、その実効性や事業者にとっての予見可能性を確保するためには、特に調査の開始から確約手続通知を行うまでの期間、及び確約認定を申請してから確約計画の認定又は却下を行うまでの期間が重要であると考え。 今般、本対応方針案において確約手続の運用に関する考え方が示されているが、この手続きの重要性の高さに鑑みて、調査開始から確約手続通知まで及び確約認定申請から確約計画認定又は却下までを含む手続全般の迅速化を図る旨を明示することが必要である。

以上